

議第 1 4 5 号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨及び背景

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 1 4 年総務省令第 2 4 号。以下「対象火気省令」といいます。）が次の目的で一部改正されたことに伴い、呉市火災予防条例（昭和 3 7 年呉市条例第 1 9 号。以下「条例」といいます。）について、所要の規定の整備をします。

(1) 変電設備等に係る基準の見直し

変電設備等は、その位置、構造等が対象火気省令に従い制定される市町村条例によって規制されているところですが、その一部について、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいいます。以下同じ。）のものに限定していた安全対策をキュービクル式以外のものについても求めるため、基準の見直しがされました。

(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し

蓄電池設備は、その位置、構造等が対象火気省令に従い制定される市町村条例によって規制されているところですが、現行の規制の基準は、条例制定当初に広く使用されていた開放形鉛蓄電池設備を想定したものであり、リチウムイオン蓄電池設備等の新たな種別の蓄電池設備や、蓄電池設備の更なる大容量化に対応できているとはいえない面もあるため、これらに対応するための基準の見直しがされました。

(3) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

固体燃料を用いた厨房設備（炭火焼き器）は、その位置、構造等が対象火気省令に従い制定される市町村条例によって規制されているところですが、現行の規制においては、設置に当たって周囲に広い空間が必要となり、設置できる場所が限られるといった課題があるため、これに対応するための基準の見直しがされました。

2 改正の内容

(1) 変電設備等に係る基準の見直し（第 1 2 条第 1 項第 3 号の 2）

現行の条例においては、屋内に設ける変電設備等のうち、キュービクル式のものに限り、建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしていますが、当該規制は基本的な安全対策を目的としたものであることから、キュービクル式以外のものについても、同様の安全対策を求めることとします。

(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し

ア 蓄電池設備の規制対象に関するもの（第 1 4 条第 1 項）

蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位を改めます。また、蓄電池容量が 1 0 キロ

ワット時（鉛蓄電池設備の場合，4，800アンペアアワー・セルとほぼ同等）以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制対象から除きます。

【現行の規制】

蓄電池容量	安全基準
4，800アンペアアワー・セル未満	条例規制対象外
4，800アンペアアワー・セル以上	条例規制対象

【改正後の規制】

蓄電池容量	安全基準
10キロワット時以下	条例規制対象外
10キロワット時を超え20キロワット時以下	条例規制対象（JIS規格等に適合しているものは規制対象外）
20キロワット時を超える	条例規制対象（JIS規格等による延焼防止措置が講じられたものは一部規制緩和）

イ 蓄電池設備の設置に関するもの（第14条第1項）

現行の条例においては，開放形鉛蓄電池からの電解液の漏出を想定し，転倒時の安全措置を規定していますが，電解液の漏出による危険がない又は転倒による電解液の漏出のおそれがない蓄電池が普及していることを踏まえ，転倒防止措置について，電解液の漏出による危険の防止を目的とした規定から，各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の安全措置を目的とした規定に改めます。また，耐酸性の床上又は台上としなければならない対象を，開放形鉛蓄電池の電槽に限定します。



鉛蓄電池設備の（例）

※ 開放形鉛蓄電池とは，主に自動車等に用いられるバッテリーなどを指します。

ウ 屋外に設ける蓄電池設備の位置に関するもの（第14条第3項）

現行の条例においては，蓄電池設備を屋外に設ける場合は，柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除き，建築物から3メートル以上の離隔距離を設けることとしていますが，離隔距離を設けなくてもよい条件に，

消防庁長官が定める出火防止措置及び延焼防止措置に関するものを新たに追加します。

エ 屋外に設ける蓄電池設備の構造に関するもの（第14条第4項）

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、当該措置の講じられた筐体^{きょうたい}に収められたものであればよいこととします。

オ 蓄電池設備の設置の届出に関するもの（第50条第1項第13号）

火を使用する設備等の設置の届出は、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災の危険性の高いものの設置状況をあらかじめ把握することを目的とすることに鑑み、相対的に火災の危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備については、当該届出を要しないこととします。

【現行の規制】

蓄電池容量	消防への届出
4,800アンペアアワー・セル未満	不要
4,800アンペアアワー・セル以上	必要

【改正後の規制】

蓄電池容量	消防への届出
10キロワット時以下	不要
10キロワット時を超え20キロワット時以下	不要
20キロワット時を超える	必要

(3) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し（別表第3）

火を使用する設備の設置に当たっては、条例で離隔距離を定めています。現行の条例において炭火焼き器は、厨房設備のうち、気体燃料に分類されないものであって使用温度が摂氏800度以上のものに分類され、厨房設備の中で最も長い離隔距離を要するものとして規制されているため、その設置に当たっては、周囲に広い空間が必要となります。この度、炭火焼き器が周囲に与える熱影響について検証が行われ、その結果を基に、実態に即した基準が示されたことから、固体燃料を使用する炭火焼き器の離隔距離について、現行のものより短い離隔距離を新たに規定します。



業務用炭火焼き器のイメージ

※ 総務省消防庁ホームページ「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会報告書」資料から引用

3 施行期日

令和6年1月1日

4 経過措置

(1) 屋内に設ける変電設備の位置に関するもの（付則第2項）

施行期日において現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び2(2)アに関する改正後の規制対象の蓄電池設備（4(2)イに該当するものを除きます。）のうち、2(1)の規制に適合しないものについては、現行の基準によることとします。

(2) 蓄電池設備の規制対象に関するもの（付則第3項及び第4項）

ア 施行期日において現に設置され、又は設置の工事がされている2(2)アに関する改正後の規制対象の蓄電池設備（4(2)イに該当するものを除きます。）のうち、2(2)ア又はイの規制に適合しないものについては、現行の基準によることとします。

イ 2(2)アに関する改正により新たに規制対象となる蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のもの）のうち、施行期日において現に設置されているもの及び令和7年12月31日までの間に設置されたもので、2(2)ア、イ、ウ又はエの規制に適合しないものについては、当該規制を適用しないこととします。